

事前調査表：2026年度制改廃を計画するJISリスト

2026/7/27

一般社団法人 日本鉄鋼連盟
標準化センター事務局

2026年度の原料規格三者委員会では、以下の計8規格（制定2、改正4、廃止2規格）をご審議頂く予定です。

区分	No.	規格番号	規格名称
制定 ¹⁾	1	M8228-1	鉄鉱石－亜鉛定量方法－第1部：共存元素分離エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム滴定法
	2	M8228-2	鉄鉱石－亜鉛定量方法－第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法
改正	3	M8215-1	鉄鉱石－マンガン定量方法－第1部：原子吸光法
	4	M8215-2	鉄鉱石－マンガン定量方法－第2部：過よう素酸吸光光度法
	5	M8702	鉄鉱石－サンプリング及び試料調製方法
	6	M8719	鉄鉱石ペレット－見掛け体積，見掛け密度及び気孔率の決定方法（現行名称：鉄鉱石ペレット－体積測定方法）
廃止	7	M8228	鉄鉱石－亜鉛定量方法
	8	M8716	鉄鉱石ペレット－見掛け密度及び気孔率の算出方法
注 ¹⁾ 制定規格の規格番号は、仮設定。			

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局
--------------	-------------------------

1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	M8228-1				
	1.2 産業標準原案の名称（和文）	鉄鉱石－亜鉛定量方法－第1部：共存元素分離エチレンジアミン四酢酸二水素ナトリウム滴定法				
	1.3 産業標準原案の名称（英文）	Iron ores－Determination of zinc－Part 1: Disodium dihydrogen ethylenediamine tetraacetic acid titration after separation of co-existed elements				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管：大臣 ☐ 他省庁大臣の専管：大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況	製造産業局金属課	☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認	
	1.6 JISC専門委員会名					
2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	☒ 制定		☐ 改正		
	2.2 原案作成区分	☐ 法第11条による ☐ 法第12条による ☒ 法第14条による ☐ 法第15条による	☐ 原案委託により実施 ☐ J S A 公募により実施	☐ 調査研究委託により実施 ☐ 自主作成	☐ 国際標準開発委託事業により実施 ☐ 新市場創造型標準化制度により実施	
	2.3 制定・改正する理由（必要性）及び期待効果	【制定・改正する理由（必要性）】 JIS M 8228:1997は、鉄鉱石中の亜鉛定量方法を規定したもので、2種類の定量方法を規定している。現行規格は、1997年に改正を行ってから約29年経過した。その間、対応国際規格である ISO 8753は廃止され、ISO 13310に置き換えられている。また、関係するJIS M 8202及びJIS K 8001が改正、並びにJIS Z 8402規格群が制定され、分析方法規格及び試薬に要求される事項、許容差の計算方法などが変化してきたため、技術的内容を見直す必要がある。見直しにあたり、“複数の分析方法が規定されている規格を改正する場合には、分析方法ごとに部編成規格として制定する”とした、原案作成団体（日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格及び原料規格検討会）の統一見解に従い、新たに分析原理別に2分割して制定するものである。この規格は、“第1部：共存元素分離エチレンジアミン四酢酸二水素ナトリウム滴定法”として制定し、併せてJIS M 8228を廃止する。なお、ISO 13310は、“第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法”の対応国際規格であり、この規格には対応国際規格がない。				
		【期待効果】 現行規格を分割制定することによって、規格使用者の利便性が高まるとともに、鉄鉱石の品質が迅速かつ正確に評価され、効率的な産業活動に寄与することが期待できる。				
	2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般事項 5 要旨 6 試薬 7 器具 8 試料のはかりとり 9 操作 10 空試験 11 計算 12 許容差 ※ 主要なものについて、箇条書きにて簡潔に記載のこと。 ・制定の場合は、規定する項目の内容 ・改正の場合は、改正が必要な項目（何をどのように）及びその理由				
	2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階				
	2.6 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	（規格番号） M8228 ※ 複数の場合は全て記載 （規格名称） 鉄鉱石－亜鉛定量方法				

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉱工業品（鉄鉱石）	事項 分析方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/地省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当（ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有（ 2 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 5 月 ～ 2027 年 2 月				
	4.2 原案作成団体名	(和文) 一般社団法人日本鉄鋼連盟 (英文) The Japan Iron and Steel Federation (英文略称) JISF				
	4.3 原案作成団体名 (共同で原案を作成する場合) ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。	(和文) (英文) (英文略称)				
	4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照	a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 (又は関係者) 参画		☒ 有	☐ 無	
e. その他		☐ 有（※ 種別を記載のこと） ☒ 無				

（備考）
・a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJISC審議時に配布し、JISCのウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☒ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☐ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）	



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

10. 申出予定時期	2027年5月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)	年 月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いだ いわお
	担当者氏名	井田 巖
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局 主査
	住所	〒 103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館内
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	ida@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 -
	TEL	
	E-mail	

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局
--------------	-------------------------

1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	M8228-2				
	1.2 産業標準原案の名称（和文）	鉄鉱石—亜鉛定量方法—第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法				
	1.3 産業標準原案の名称（英文）	Iron ores—Determination of zinc—Part 2: Flame atomic absorption spectrometric method after separation of iron				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管：大臣 ☐ 他省庁大臣の専管：大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況	製造産業局金属課		☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認
	1.6 JISC専門委員会名					
2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	☒ 制定		☐ 改正		
	2.2 原案作成区分	☐ 法第11条による ☐ 法第12条による ☒ 法第14条による ☐ 法第15条による	☐ 原案委託により実施 ☐ J S A 公募により実施	☐ 調査研究委託により実施 ☐ 自主作成	☐ 国際標準開発委託事業により実施 ☐ 新市場創造型標準化制度により実施	
	2.3 制定・改正する理由（必要性）及び期待効果	【制定・改正する理由（必要性）】 JIS M 8228:1997は、鉄鉱石中の亜鉛定量方法を規定したもので、2種類の定量方法を規定している。現行規格は、1997年に改正を行ってから約29年経過した。その間、対応国際規格である ISO 8753は廃止され、ISO 13310に置き換えられている。また、関係する JIS M 8202及び JIS K 8001が改正、並びに JIS Z 9402規格群が制定され、分析方法規格及び試薬に要求される事項、許容差の計算方法などが変化してきたため、技術的内容を見直す必要がある。見直しにあたり、“複数の分析方法が規定されている規格を改正する場合には、分析方法ごとに部編成規格として制定する”とした、原案作成団体（日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格及び原料規格検討会）の統一見解に従い、新たに分析原理別に2分割して制定するものである。この規格は、“第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法”として制定し、併せて JIS M 8228を廃止する。 【期待効果】 現行規格を分割制定することによって、規格使用者の利便性が高まるとともに、鉄鉱石の品質が迅速かつ正確に評価され、効率的な産業活動に寄与することが期待できる。				
	2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般事項 5 要旨 6 試薬 7 装置及び器具 8 試料のはかりとり 9 操作 10 空試験 11 検量線の作成 12 計算 13 許容差 附属書JA（規定）原子吸光分析装置の装置性能基準				
	2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階				
	2.6 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	（規格番号） M8228 ※ 複数ある場合は全て記載 （規格名称） 鉄鉱石—亜鉛定量方法				

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉱工業品（鉄鉱石）	事項 分析方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/地省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当（ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有（ 1 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
	4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 5 月 ～ 2027 年 2 月			
4.2 原案作成団体名		（和文） 一般社団法人日本鉄鋼連盟 （英文） The Japan Iron and Steel Federation （英文略称） JISF				
4.3 原案作成団体名 （共同で原案を作成する場合） ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。		（和文） （英文） （英文略称）				
4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照		a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 （又は関係者）参画		☒ 有	☐ 無	
	e. その他		☐ 有（※ 種別を記載のこと）	☒ 無		

（備考）
・ a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・ b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・ c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・ 原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJ I S C審議時に配布し、JIS0のウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☐ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☒ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
	☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

6. 国際流通への影響に関する事項	6.1 対応する国際規格の有無	☒ 有 ※ 有の場合は、6.2～6.4を記載		☐ 無 ※ 無の場合は、6.4～6.5を記載		
	6.2 対応する国際規格番号及び名称	(国際規格番号) ISO 13310 (名称) Iron ores – Determination of zinc content – Flame atomic absorption spectrometric method				
	6.3 整合性コード（予定）	☐ I D T ☒ M O D ☐ N E Q （理由：）				
	6.4 産業標準原案等の制定・改正が輸入・役務の参入に悪影響を及ぼさない理由	☒ 対応する国際規格と整合させる ☐ 基本規格であり、產品に直接影響しない ☐ 国内需給型の製品・役務等であり輸入・役務の参入実績がない ☐ その他（）				
	6.5 国際提案の予定	☐ 有（予定時期：年 月 / T C：） ☐ 無				

7. J I Sマーク表示制度との関係	※右記欄は、改正の場合だけ実績を記載	J I Sマーク認証取得者	☐ 有（国内）	☐ 有（海外）	☒ 無
		登録認証機関	☐ 有（国内）	☐ 有（海外）	☒ 無
	☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品（加工技術、電磁的記録、役務）規格（以下「製品規格等」という。）として作成し、制定・改正後にJ I Sマーク認証取得済み（又は見込み）の事業者がある。 ☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品規格等として作成し、制定・改正後に国内の登録認証機関からの登録見込みは、現時点ではない。 ☒ 用語規格や方法規格等として作成するため、JISマーク表示制度の対象にはならない。 J I Sマーク表示制度の対象としない製品規格等として作成する。 ☐ （理由：）				

※ JISマーク認証取得者、登録認証機関の有無はJISCのウェブサイトのデータベース検索で検索してください

8. 生産・輸出入等状況 ※ 不明の場合は空欄とせず、不明と記載のこと。	年間生産数量 （役務提供件数） 及び 工場数（事業者数） ／生産（売上）額	数量	不明	生産（売上）額	不明
		工場数・ 役務提供事業者数 等	不明		
			出典	（年(度)）	
	年間の輸出数量 ／輸出額	数量	0.3千MT	輸出額	0.4億円
		出典	財務省貿易統計（2025年(度)）		
	年間の輸入数量 ／輸入額	数量	9640万MT	輸入額	1兆4295億円
出典		財務省貿易統計（2025年(度)）			

9. その他	9.1 既制定の類似するJISの有無及び作成しようとする原案との重複	特になし					
	9.2.1 法令や公共調達への引用 ※適宜欄を追加して記載してください。	☐ 現在既に引用されている		☐ 制定又は改正後引用される予定			
		引用（予定）法令名 （法律、政令、省令、告示等）				法令等 番号	
		公共調達に用いる（予定） 仕様書等の名称				調達等 番号	
	9.2.2 関連する法令や公共調達 （被引用を除く）	法令名 （法律、政令、省令、告示等）				法令等 番号	
		公共調達に用いる 仕様書等の名称				調達等 番号	
	9.3 特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）の有無 ※複数ある場合は別紙に記載。特許権等の名称、公開番号／特許番号、出願人／権利者の記載は任意。	☒ 無					
		☐ 有	実施許諾の有無	☐ 有	☐ 無		
			特許権等の種類	☐ 特許権	☐ 実用新案		
			公開番号 ／特許番号				
発明の名称							
	出願人／権利 者の氏名						

10. 申出予定時期	2027年5月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)	年 月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いだ いわお
	担当者氏名	井田 巖
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局 主査
	住所	〒 103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館内
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	ida@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 -
	TEL	
	E-mail	

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局
--------------	-------------------------

1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	制定の場合は、希望する番号があれば番号を記載 M8215-1				
	1.2 産業標準原案の名称（和文）	鉄鉱石－マンガン定量方法－第1部：原子吸光法				
	1.3 産業標準原案の名称（英文）	Iron ores—Determination of manganese content—Part 1: Flame atomic absorption spectrometric method				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管 大臣 ☐ 他省庁大臣の専管 大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況	製造産業局金属課	☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認	
	1.6 JISC専門委員会名					
2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	☐ 制 定 ☒ 改 正				
	2.2 原案作成区分	☐ 法第11条による	☐ 原案委託により実施	☐ 調査研究委託により実施	☐ 国際標準開発委託事業により実施	☐ 新市場創造型標準化制度により実施
		☐ 法第12条による	☐ J S A 公募により実施		☐ 自主作成	
		■ 法第14条による ☐ 法第15条による				
	2.3 制定・改正する理由（必要性）及び期待効果	【制定・改正する理由（必要性）】 JIS M 8215-1:2006は、鉄鉱石中のマンガン定量方法を規定したもので、原子吸光分析法について規定している。現行規格は、2006年に改正を行ってから約20年経過した。その間、対応国際規格である ISO 9682-1が改訂されている。また、関係するJIS M 8202が改正され、分析方法規格に要求される事項などが変化してきたため、技術的内容を見直す必要がある。				
		【期待効果】 現行規格を改正することによって、規格使用者の利便性が高まるとともに、鉄鉱石の品質が迅速かつ正確に評価され、効率的な産業活動に寄与することが期待できる。				
	2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点	主な改正項目は、次のとおり。 ・規格名称を変更する（原子吸光法を原子吸光分析法とする） ・用語及び定義並びに装置及び器具を新たに規定する ・試験結果の報告を削除する ※ 主要なものについて、簡条書きにて簡潔に記載のこと。 ・制定の場合は、規定する項目の内容 ・改正の場合は、改正が必要な項目（何をどのように）及びその理由				
2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階					
2.6 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	（規格番号） ※ 複数ある場合は全て記載 （規格名称）					

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉱工業品（鉄鉱石）	事項 分析方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/地省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当 （ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有 （ 1 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
	4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 5 月 ～ 2027 年 2 月			
4.2 原案作成団体名		（和文） 一般社団法人日本鉄鋼連盟 （英文） The Japan Iron and Steel Federation （英文略称） JISF				
4.3 原案作成団体名 （共同で原案を作成する場合） ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。		（和文） （英文） （英文略称）				
4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照		a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 （又は関係者）参画		☒ 有	☐ 無	
	e. その他		☐ 有（※ 種別を記載のこと） ☒ 無			

（備考）
・a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJIS C審議時に配布し、JIS Cのウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☐ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☒ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
	☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

6. 国際流通への影響に関する事項	6.1 対応する国際規格の有無	☒ 有 ※ 有の場合は、6.2～6.4を記載		☐ 無 ※ 無の場合は、6.4～6.5を記載	
	6.2 対応する国際規格番号及び名称	(国際規格番号) ISO 9682-1 (名称) Iron ores – Determination of manganese content – Part 1: Flame atomic absorption spectrometric method			
	6.3 整合性コード（予定）	☐ I D T	☒ M O D		
		☐ N E Q (理由:)			
	6.4 産業標準原案等の制定・改正が輸入・役務の参入に悪影響を及ぼさない理由	☒ 対応する国際規格と整合させる ☐ 基本規格であり、產品に直接影響しない ☐ 国内需給型の製品・役務等であり輸入・役務の参入実績がない ☐ その他 ()			
6.5 国際提案の予定	☐ 有 (予定時期: 年 月 / T C:) ☐ 無				

7. J I Sマーク表示制度との関係	※右記欄は、改正の場合だけ実績を記載	J I Sマーク認証取得者	☐ 有 (国内)	☐ 有 (海外)	☒ 無
		登録認証機関	☐ 有 (国内)	☐ 有 (海外)	☒ 無
	☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品（加工技術、電磁的記録、役務）規格（以下「製品規格等」という。）として作成し、制定・改正後にJ I Sマーク認証取得済み（又は見込み）の事業者がある。 ☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品規格等として作成し、制定・改正後に国内の登録認証機関からの登録見込みは、現時点ではない。 ☒ 用語規格や方法規格等として作成するため、JISマーク表示制度の対象にはならない。 J I Sマーク表示制度の対象としない製品規格等として作成する。 ☐ (理由:)				

※ JISマーク認証取得者、登録認証機関の有無はJISCのウェブサイトのデータベース検索で検索してください

8. 生産・輸出入等状況 ※ 不明の場合は空欄とせず、不明と記載のこと。	年間生産数量 （役務提供件数） 及び 工場数（事業者数） ／生産（売上）額	数量	不明	生産（売上）額	不明
		工場数・ 役務提供事業者数 等	不明		
			出典	(年(度))	
	年間の輸出数量 ／輸出額	数量	0.3千MT	輸出額	0.4億円
		出典	財務省貿易統計 (2025 年(度))		
	年間の輸入数量 ／輸入額	数量	9640万MT	輸入額	1兆4295億円
出典		財務省貿易統計 (2025 年(度))			

9. その他	9.1 既制定の類似するJISの有無及び作成しようとする原案との重複	特になし				
	9.2.1 法令や公共調達への引用 ※適宜欄を追加して記載してください。	☐ 現在既に引用されている		☐ 制定又は改正後引用される予定		
		引用（予定）法令名 （法律、政令、省令、告示等）			法令等 番号	
		公共調達に用いる（予定） 仕様書等の名称			調達等 番号	
	9.2.2 関連する法令や公共調達 （被引用を除く）	法令名 （法律、政令、省令、告示等）			法令等 番号	
		公共調達に用いる 仕様書等の名称			調達等 番号	
	9.3 特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）の有無 ※複数ある場合は別紙に記載。特許権等の名称、公開番号／特許番号、出願人／権利者の記載は任意。	☒ 無				
		☐ 有	実施許諾の有無	☐ 有	☐ 無	
			特許権等の種類	☐ 特許権	☐ 実用新案	
			公開番号 ／特許番号			
発明の名称						
	出願人／権利者の氏名					

10. 申出予定時期	2027	年	5	月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)		年		月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いだ いわお
	担当者氏名	井田 巖
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局 主査
	住所	〒 103 ー 0025 東京都中央区日本橋茅場町3ー2ー10 鉄鋼会館内
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	ida@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 ー
	TEL	
	E-mail	

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局
--------------	-------------------------

1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	制定の場合は、希望する番号があれば番号を記載 M8215-2				
	1.2 産業標準原案の名称（和文）	鉄鉱石－マンガン定量方法－第2部：過よう素酸吸光光度法				
	1.3 産業標準原案の名称（英文）	Iron ores—Determination of manganese content—Part 2: Periodate spectrophotometric method				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管 大臣 ☐ 他省庁大臣の専管 大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況	製造産業局金属課	☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認	
	1.6 JISC専門委員会名					
2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	☐ 制定 ☒ 改正				
	2.2 原案作成区分	☐ 法第11条による	☐ 原案委託により実施	☐ 調査研究委託により実施	☐ 国際標準開発委託事業により実施	☐ 新市場創造型標準化制度により実施
		☐ 法第12条による	☐ J S A 公募により実施		☐ 自主作成	
		■ 法第14条による ☐ 法第15条による				
	2.3 制定・改正する理由（必要性）及び期待効果	【制定・改正する理由（必要性）】 JIS M 8215-2:2006は、鉄鉱石中のマンガン定量方法を規定したもので、過よう素酸吸光光度法について規定している。現行規格は、2006年に改正を行ってから約20年経過した。その間、対応国際規格である ISO 3886は廃止され、ISO 9682-2に置き換えられている。また、関係するJIS M 8202が改正され、分析方法規格に要求される事項などが変化してきたため、技術的内容を見直す必要がある。 【期待効果】 現行規格を改正することによって、規格使用者の利便性が高まるとともに、鉄鉱石の品質が迅速かつ正確に評価され、効率的な産業活動に寄与することが期待できる。				
	2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点	主な改正項目は、次のとおり。 ・対応国際規格の対応の程度を、IDTからMODに変更する ・規格名称を変更する（過よう素酸吸光光度法を過マンガン酸吸光光度法とする） ・用語及び定義並びに一般事項を規定する ・サンプリング及び試料並びに試験結果の報告を削除する ・附属書A～附属書Cを削除する ※ 主要なものについて、簡条書きにて簡潔に記載のこと。 ・制定の場合は、規定する項目の内容 ・改正の場合は、改正が必要な項目（何をどのように）及びその理由				
	2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階				
2.6 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	（規格番号） ※ 複数ある場合は全て記載 （規格名称）					

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉱工業品（鉄鉱石）	事項 分析方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/地省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当（ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・ 産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有（ 1 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
	4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 5 月 ～ 2027 年 2 月			
4.2 原案作成団体名		(和文) 一般社団法人日本鉄鋼連盟 (英文) The Japan Iron and Steel Federation (英文略称) JISF				
4.3 原案作成団体名 (共同で原案を作成する場合) ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。		(和文) (英文) (英文略称)				
4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照		a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 (又は関係者)参画		☒ 有	☐ 無	
	e. その他		☐ 有 (※ 種別を記載のこと)	☒ 無		

（備考）
・a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJISC審議時に配布し、JISCのウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☐ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☒ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
	☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

6. 国際流通への影響に関する事項	6.1 対応する国際規格の有無	☒ 有 ※ 有の場合は、6.2～6.4を記載		☐ 無 ※ 無の場合は、6.4～6.5を記載	
	6.2 対応する国際規格番号及び名称	(国際規格番号) ISO 9682-2 (名称) Iron ores – Determination of manganese content – Part 2: Periodate spectrophotometric method			
	6.3 整合性コード（予定）	☐ I D T ☒ M O D ☐ N E Q （理由：）			
	6.4 産業標準原案等の制定・改正が輸入・役務の参入に悪影響を及ぼさない理由	☒ 対応する国際規格と整合させる ☐ 基本規格であり、產品に直接影響しない ☐ 国内需給型の製品・役務等であり輸入・役務の参入実績がない ☐ その他（）			
	6.5 国際提案の予定	☐ 有（予定時期：年 月 / T C：） ☐ 無			

7. J I Sマーク表示制度との関係	※右記欄は、改正の場合だけ実績を記載	J I Sマーク認証取得者	☐ 有（国内）	☐ 有（海外）	☒ 無
		登録認証機関	☐ 有（国内）	☐ 有（海外）	☒ 無
	☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品（加工技術、電磁的記録、役務）規格（以下「製品規格等」という。）として作成し、制定・改正後にJ I Sマーク認証取得済み（又は見込み）の事業者がある。 ☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品規格等として作成し、制定・改正後に国内の登録認証機関からの登録見込みは、現時点ではない。 ☒ 用語規格や方法規格等として作成するため、JISマーク表示制度の対象にはならない。 J I Sマーク表示制度の対象としない製品規格等として作成する。 ☐ （理由：）				

※ JISマーク認証取得者、登録認証機関の有無はJISCのウェブサイトのデータベース検索で検索してください

8. 生産・輸出入等状況 ※ 不明の場合は空欄とせず、不明と記載のこと。	年間生産数量 （役務提供件数） 及び 工場数（事業者数） ／生産（売上）額	数量	不明	生産（売上）額	不明
		工場数・ 役務提供事業者数 等	不明		
		出典	（年(度)）		
	年間の輸出数量 ／輸出額	数量	0.3千MT	輸出額	0.4億円
		出典	財務省貿易統計（2025 年(度)）		
	年間の輸入数量 ／輸入額	数量	9640万MT	輸入額	1兆4295億円
出典		財務省貿易統計（2025 年(度)）			

9. その他	9.1 既制定の類似するJISの有無及び作成しようとする原案との重複	特になし				
	9.2.1 法令や公共調達への引用 ※適宜欄を追加して記載してください。	☐ 現在既に引用されている		☐ 制定又は改正後引用される予定		
		引用（予定）法令名 （法律、政令、省令、告示等）			法令等 番号	
		公共調達に用いる（予定） 仕様書等の名称			調達等 番号	
	9.2.2 関連する法令や公共調達 （被引用を除く）	法令名 （法律、政令、省令、告示等）			法令等 番号	
		公共調達に用いる 仕様書等の名称			調達等 番号	
	9.3 特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）の有無 ※複数ある場合は別紙に記載。特許権等の名称、公開番号／特許番号、出願人／権利者の記載は任意。	☒ 無				
		☐ 有	実施許諾の有無	☐ 有	☐ 無	
			特許権等の種類	☐ 特許権	☐ 実用新案	
			公開番号 ／特許番号			
発明の名称						
	出願人／権利者の氏名					

10. 申出予定時期	2027	年	5	月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)		年		月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いだ いわお
	担当者氏名	井田 巖
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局 主査
	住所	〒 103 ー 0025 東京都中央区日本橋茅場町3ー2ー10 鉄鋼会館内
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	ida@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 ー
	TEL	
	E-mail	

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局長
--------------	--------------------------

1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	M8702				
	1.2 産業標準原案の名称（和文）	鉄鉱石－サンプリング及び試料調製方法				
	1.3 産業標準原案の名称（英文）	Iron ores-Sampling and sample preparation procedures				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管 大臣 ☐ 他省庁大臣の専管 大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況	製造産業局金属 課	☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認	
	1.6 JISC専門委員会名					
	2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	☐ 制 定 ☒ 改 正			
2.2 原案作成区分		☐ 法第11条による	☐ 原案委託により実施	☐ 調査研究委託により実施	☐ 国際標準開発委託事業により実施	☐ 新市場創造型標準化制度により実施
		☐ 法第12条による	☐ J S A 公募により実施		☐ 自主作成	
		■ 法第14条による ☐ 法第15条による				
2.3 制定・改正する理由（必要性）及び期待効果		【制定・改正する理由（必要性）】 本規格は、取引に供する輸入鉄鉱石のロットについて、化学成分、水分及び粒度分布並びに種々の物理特性を測定するため、搬送中のロットからのサンプリング及び試料調製に必要な事項を規定するもので、国際商取引上重要である。対応国際規格ISO 3082は改訂作業中（2027年9月発行予定）であり、サンプリング及び試料調整の方法、手順等について最近の実態を反映した規定への見直し、明確化を行うとともに対応国際規格と整合を図る必要がある。本JISの改正によって、規格利用者の更なる利便性を図るものである。				
		【期待効果】 ・産業活動の合理化及び国際取引の円滑公正化に寄与することが期待できる。				
2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点		主な改正点は、次のとおり。 3 用語及び定義 ・「サブロット」を用語定義する。 7.1 一般事項、8.2.4 試料採取方法、10.5.1 質量及び粒度、10.5.4.3 粉砕機の材質の選定、10.5.4.4 乾式粉砕、10.6 水分試験試料の調製 ・注記の推奨事項及び要求事項を本文で規定する 7.5 一次サンブラ ・カッタバスケット形サンブラの図〔図1 b〕を修正する。 10.1.6 縮分試料の質量 ・縮分後大口試料の最小質量は、特定の鉱石ごとに重複試験により決定してもよいことを追記する。 10.3 機械式縮分方法 ・広く用いられている「ロータリーコンテナ形縮分機」の細分筒架を新たに設け、装置及び手順を規定する。 A.2 機械及び操業点検 ・チェックリスト（表A.1）の「カッタ速度」の「仕様」を修正し、「許容値」の誤記を削除する。				
2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階					
2.6 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	（規格番号） ※ 複数ある場合は全て記載 （規格名称）					

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉄鉱石	事項 検査方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/他省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当（ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有（ 1 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
	4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 6 月 ～ 2027 年 3 月			
4.2 原案作成団体名		(和文) 一般社団法人日本鉄鋼連盟 (英文) The Japan Iron and Steel Federation (英文略称) JISF				
4.3 原案作成団体名 （共同で原案を作成する場合） ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。		(和文) (英文) (英文略称)				
4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照		a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 （又は関係者）参画		☒ 有	☐ 無	
	e. その他		☐ 有（※ 種別を記載のこと） ☒ 無			

（備考）
・ a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・ b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・ c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・ 原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJISC審議時に配布し、JISCのウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☐ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☒ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
	☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

6. 国際流通への影響に関する事項	6.1 対応する国際規格の有無	☒ 有 ※ 有の場合は、6.2～6.4を記載		☐ 無 ※ 無の場合は、6.4～6.5を記載		
	6.2 対応する国際規格番号及び名称	(国際規格番号) ISO 3082 (名称) Iron ores—Sampling and sample preparation procedures				
	6.3 整合性コード (予定)	☐ I D T ☒ M O D ☐ N E Q (理由:)				
	6.4 産業標準原案等の制定・改正が輸入・役務の参入に悪影響を及ぼさない理由	☒ 対応する国際規格と整合させる ☐ 基本規格であり、產品に直接影響しない ☐ 国内需給型の製品・役務等であり輸入・役務の参入実績がない ☐ その他 ()				
	6.5 国際提案の予定	☐ 有 (予定時期: 年 月 / T C :) ☒ 無				

7. J I Sマーク表示制度との関係	※右記欄は、改正の場合だけ実績を記載	J I Sマーク認証取得者	☐ 有 (国内)	☐ 有 (海外)	☒ 無
		登録認証機関	☐ 有 (国内)	☐ 有 (海外)	☒ 無
	☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品 (加工技術、電磁的記録、役務) 規格 (以下「製品規格等」という。) として作成し、制定・改正後に J I Sマーク認証取得済み (又は見込み) の事業者がある。 ☐ J I Sマーク表示制度の対象とする製品規格等として作成し、制定・改正後に国内の登録認証機関からの登録見込みは、現時点ではない。 ☒ 用語規格や方法規格等として作成するため、JISマーク表示制度の対象にはならない。 ☐ J I Sマーク表示制度の対象としない製品規格等として作成する。 (理由:)				

※ JISマーク認証取得者、登録認証機関の有無はJISCのウェブサイトのデータベース検索で検索してください

8. 生産・輸出入等状況 ※ 不明の場合は空欄とせず、不明と記載のこと。	年間生産数量 (役務提供件数) 及び 工場数 (事業者数) ／生産 (売上) 額	数量	不明	生産 (売上) 額	不明
		工場数・ 役務提供事業者数 等	不明		
			出典	(年 (度))	
	年間の輸出数量 ／輸出額	数量	0.3千トン	輸出額	0.4億円
		出典	財務省貿易統計 (2025年度)		
	年間の輸入数量 ／輸入額	数量	9460万トン	輸入額	1兆4295億円
出典		財務省貿易統計 (2025年度)			

9. その他	9.1 既制定の類似するJISの有無及び作成しようとする原案との重複	特になし				
	9.2.1 法令や公共調達への引用 ※適宜欄を追加して記載してください。	☐ 現在既に引用されている		☐ 制定又は改正後引用される予定		
		引用 (予定) 法令名 (法律、政令、省令、告示等)				法令等 番号
		公共調達に用いる (予定) 仕様書等の名称				調達等 番号
	9.2.2 関連する法令や公共調達 (被引用を除く)	法令名 (法律、政令、省令、告示等)				法令等 番号
		公共調達に用いる 仕様書等の名称				調達等 番号
	9.3 特許権等 (特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等) の有無 ※複数ある場合は別紙に記載。特許権等の名称、公開番号／特許番号、出願人／権利者の記載は任意。	☒ 無				
		☐ 有	実施許諾の有無	☐ 有	☐ 無	
			特許権等の種類	☐ 特許権	☐ 実用新案	
			公開番号 ／特許番号			
発明の名称						
	出願人／権利者の氏名					

10. 申出予定時期	2027 年 5 月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)	年 月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いしかわ しん
	担当者氏名	石川 伸
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟・標準化センター事務局・主査
	住所	〒 103 ー 0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	s-ishikawa@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 ー
	TEL	
	E-mail	

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局長
--------------	--------------------------

1. 産業標準原案 の番号及び名 称並びに主務 大臣・専門委 員会名	1.1 規格番号	M8719				
	1.2 産業標準原案の 名称（和文）	鉄鉱石ペレット－見掛け体積、見掛け密度及び気孔率の決定方法 （現行名称：鉄鉱石ペレット－体積測定方法）				
	1.3 産業標準原案の 名称（英文）	Iron ore pellets-Determination of apparent volume, apparent density and porosity （現行名称：Iron ore pellets-Determination of volume）				
	1.4 主務大臣	■ 経済産業大臣専管 ☐ 他省庁大臣との共管 大臣 ☐ 他省庁大臣の専管 大臣 ※ 該当に■印をつけてください				
	1.5 業所管課室及びJIS 原案作成の確認状況	製造産業局金属 課	☐ 確認済み	☒ 確認中	☐ 未確認	
	1.6 JISC専門委員会名					
2. 制定/改正の 内容に関する 事項	2.1 制定・改正の別	☐ 制 定 ☒ 改 正				
	2.2 原案作成区分	☐ 法第11条による ☐ 原案委託により実施 ☐ 調査研究委託により実施 ☐ 国際標準開発委託事業により実施 ☐ 新市場創造型標準化制度により実施 ☐ 法第12条による ☐ J S A 公募により実施 ☐ 自主作成 ☒ 法第14条による ☐ 法第15条による				
	2.3 制定・改正する理 由（必要性）及び期待 効果	【制定・改正する理由（必要性）】 本規格は、鉄鉱石ペレットの体積測定方法を規定するもので、求められた体積を基に、見掛け密度及び気孔率などの高炉用原料としての重要な物理特性が決定される。本規格の制定は1990年であり、35年以上が経過しているため、最新の技術動向を鑑み、試験方法、手順等について最近の実態を反映した規定へ見直す必要がある。合わせて、JIS M 8716（鉄鉱石ペレット－見掛け密度及び気孔率の算出方法）の規定内容を統合し、規格利用者の利便性向上を図る。 【期待効果】 ・産業活動の合理化及び国際取引の円滑公正化に寄与することが期待できる。				
	2.4 規定する項目内容 又は改正する箇所と要 点	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称：統合するJIS M 8716の規定内容（見掛け密度と気孔率の決定方法）を追加すると共に、「体積」を、この規格で測定する「見掛け体積」に変更する。 4 測定試料の調製：体積測定方法ごとに記載されていた測定試料の調製手順を、共通の箇条として規定する。 5.1 見掛け体積測定方法の種類：体積測定方法としてパウダー法を追加する。 5.2 オレイン酸ナトリウム・ケロシン法：手順の記載を、2024年に改正されたJIS M 8715（鉄鉱石ペレット－膨れ試験方法）のB.3（オレイン酸ナトリウム・ケロシン体積測定法）に合わせる。 5.4 パウダー法：JIS M 8715（鉄鉱石ペレット－膨れ試験方法）のB.6（パウダー法）を基に、手順を追加規定する。見掛け密度を算出するために必要な、測定試料の質量を量る手順を追加する。 6 見掛け密度の算出方法、7 気孔率の算出方法：JIS M 8716に規定されている算出方法を、この規格に統合して規定する。 6.3 許容差及び結果の採択：他の物理試験規格に合わせ、附属書Aのフローシートに従い、「2個の結果が許容差を超えた場合は4回まで試験を行う」とする。 8 検証：検証の箇条を設け、点検の項目・頻度、検証の記録などについて規定する。				
	2.5 原案の検討状況	☐ JIS原案の素案作成には未着手の段階 ☒ JIS原案の素案を作成中 ☐ JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階				
	2.6 制定・改正に伴 い、既存のJISを廃止す る場合	（規格番号） M 8716 ※ 複数ある場合は全て記載 （規格名称） 鉄鉱石ペレット－見掛け密度及び気孔率の算出方法				

3. 産業標準化法等への適合	3.1 産業標準化法第2条の該当事項 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」産業標準化法第2条の該当事項（3.1）参照	第 4 号 第 号 第 号 第 号	産業標準の対象 （鉱工業品、役務等の名称） 鉄鉱石	事項 試験方法		
	3.2 国家標準とすることの妥当性の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙1参照	別紙1の1. の該当項目（複数選択可） ※ 2.2 原案作成区分が「法第12条による」であって1.4 主務大臣が「経済産業大臣専管/地省庁大臣との共管」の場合は、当該項目を選択した理由も記載すること。		ア、イ		
		別紙1の2. の該当項目		☐ 項目なし	☐ 該当する（ ）	
	3.3 国が主体的に取り組む分野の判断基準 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙2参照	☐ 該当（ ） ☒ 該当せず				
	3.4 上記分野に該当しない場合： 市場適合性への該当 ※ 別シートの「使用コードなど一覧」・産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙3参照	☒ 有（ 2 ） ※ 「2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合」を選択した場合、「8. 生産・輸出入等状況」を必ず記載すること。 ☐ 不明				
	4. 原案作成に関する事項	4.1 原案作成期間（予定）	2026 年 6 月 ～ 2027 年 3 月			
4.2 原案作成団体名		(和文) 一般社団法人日本鉄鋼連盟 (英文) The Japan Iron and Steel Federation (英文略称) JISF				
4.3 原案作成団体名 （共同で原案を作成する場合） ※団体が2つ以上ある場合、カンマで区切って入力してください。		(和文) (英文) (英文略称)				
4.4 原案作成委員会の構成 ※ 備考及び産業標準案等審議・審査ガイドライン／別紙6参照		a. 委員区分 生産者等委員 6 名 使用・消費者委員 3 名 中立者委員 5 名				
		b. 販売者委員		0 名		
		c. JIS登録認証機関協議会 又は登録認証機関の委員参画		☐ 有	☒ 無	
		d. 経済産業省原局原課、関係省庁の委員 （又は関係者）参画		☒ 有	☐ 無	
	e. その他		☐ 有（※ 種別を記載のこと） ☒ 無			

（備考）
・ a. 委員区分は、各グループ（生産者等、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないこと。
・ b. ~e. は、a. 以外の利害関係者として存在する場合は、委員として参画させなければならない。
・ c. JIS登録認証機関協議会又は登録認証機関の委員は、原則、中立者委員、d. 経済産業省原局原課又は関係省庁の委員は、原則、中立者委員又は関係者（委員ではない）となる。
・ 原案作成委員会の構成員名簿（原案作成当事者を含む。）を添付のこと。なお、個人情報保護の観点から、全ての委員に対して、原案作成委員会の構成表をJISC審議時に配布し、JISCのウェブサイトで公表されることについて同意する旨を原案作成委員会審議終了までに確認すること。（確認したことを、各委員会構成員の同意文書（メールを含む）又は議事録として残すこと。）

5. 提案原案の著作権に関する情報	☐ 提案原案は原案作成段階で創作する。
	☒ 提案原案は他のJIS（改正の場合は現行JIS）を基礎とする。
	☐ 提案原案は国際規格（ISO又はIEC）を基礎とする。
	☐ 提案原案は他の海外規格を基礎とする。 海外規格番号（ ） 名称（ ）
	☐ 提案原案は国内の団体規格を基礎とする。 団体規格番号（ ） 名称（ ）



国際規格（ISO/IEC）ではなく、海外規格、団体規格等を基礎とする場合その著作権の使用	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
	☐ 今後調整	☐ ロイヤリティ不要

10. 申出予定時期	2027 年 5 月	注記
11. 公示希望時期(ある場合)	年 月	

12. 連絡担当者	(ふりがな)	いしかわ しん
	担当者氏名	石川 伸
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟・標準化センター事務局・主査
	住所	〒 103 ー 0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
	TEL	03-3669-4826
	E-mail	s-ishikawa@jisf.or.jp
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属 (団体名・部署名・役職名)	
	住所	〒 ー
	TEL	
	E-mail	

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局
--------------	-------------------------

1. 日本産業規格 の番号及び名称	規格番号 及び年号	M8228 : 1997			
	規格名称 (和文)	鉄鉱石－亜鉛定量方法			
	規格名称 (英文)	Iron ores—Methods for determination of zinc content			
2. 廃止の提案に 関する事項	廃止の理由	JIS M 8228:1997は、鉄鉱石中の亜鉛定量方法を規定したもので、2種類の定量方法を規定している。現行規格は、1997年に改正を行ってから約29年経過した。その間、対応国際規格である ISO 8753は廃止され、ISO 13310に置き換えられている。また、関係するJIS M 8202及びJIS K 8001が改正、並びにJIS Z 8402規格群が制定され、分析方法規格及び試案に要求される事項、許容差の計算方法などが変化してきたため、技術的内容を見直す必要がある。 見直しにあたり、“複数の分析方法が規定されている規格を改正する場合には、分析方法ごとに部編成規格として制定する”とした、原案作成団体（日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格及び原料規格検討会）の統一見解に従い、新たに次のように2分割して制定するとともに、この規格を廃止する。 鉄鉱石－亜鉛定量方法 第1部：共存元素分離エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム滴定法 第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法			
	(あれば) 分割先規格番号、 統合先規格番号	M8228-1 M8228-2			
	法令や公共調達への引用	引用（予定）法令名 (法律、政令、省令、告示等)		法令等 番号	
	※適宜欄を追加して記載してください。	公共調達に用いる（予定） 仕様書等の名称		調達等 番号	
	関連する法令や公共調達（被引用を除く）	法令名 (法律、政令、省令、告示等)		法令等 番号	
	※適宜欄を追加して記載してください。	公共調達に用いる 仕様書等の名称		調達等 番号	
J I S マーク表示制度との関係 注）JISマーク認証取得者の合意がなければJISを廃止できません。	J I S マーク認証取得者	☐ 有（国内） ☐ 有（海外） ☒ 無 ※ 該当に■印をつけてください			

3. 申出予定時期 及び主務大臣	申出予定時期	2027 年 5 月		
	主務大臣	■ 経済産業大臣専管		
		☐ 他省庁大臣との共管	大臣	
		☐ 他省庁大臣の専管	大臣	

4. 連絡担当者	(ふりがな) 担当者氏名	いだ いわお		
		井田 巖		
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局 主査		
	住所	〒	103 - 0025	
		東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館内		
	TEL	03-3669-4826		
	E-mail	ida@jisf.or.jp		
	(ふりがな) 担当者氏名			
	所属 (団体名・部署名・役職名)			
	住所	〒	-	
TEL				
E-mail				

J I S 原案作成に係る事前調査表

提出者 (団体名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター事務局長
--------------	--------------------------

1. 日本産業規格 の番号及び名称	規格番号 及び年号	M8716:1990			
	規格名称 (和文)	鉄鉱石ペレットの見掛け密度及び気孔率の算出方法			
	規格名称 (英文)	Iron ore pellets-Determination of apparent density and porosity			
2. 廃止の提案に 関する事項	廃止の理由	本規格は、鉄鉱石ペレットの見掛け密度及び気孔率を算出するもので、これらの物理性状を把握することは、高炉用原料としてペレットを使用する上で重要である。見掛け密度及び気孔率を算出するためには、JIS M 8719による体積測定が必要であるが、両規格とも制定・改正から35年以上が経過しており、最新の技術動向を反映した規定への見直しが必要である。規格利用者の利便性を向上させるため、算出方法のみを規定している本規格の規定内容をJIS M 8719に統合し、本規格は廃止する。			
	(あれば) 分割先規格番号、 統合先規格番号	M 8719			
	法令や公共調達への引用 ※適宜欄を追加して記載してください。	引用(予定)法令名 (法律、政令、省令、告示等)		法令等 番号	
	関連する法令や公共調達(被引用を除く) ※適宜欄を追加して記載してください。	法令名 (法律、政令、省令、告示等)		法令等 番号	
		公共調達に用いる 仕様書等の名称		調達等 番号	
	J I Sマーク表示制度との関係 注) JISマーク認証取得者の 合意がなければJISを廃止できません。	J I Sマーク認証取得者	☐ 有(国内) ☐ 有(海外) ☒ 無 ※ 該当に■印をつけてください		
3. 申出予定時期 及び主務大臣	申出予定時期	2027 年 5 月			
	主務大臣	■ 経済産業大臣専管			
		☐ 他省庁大臣との共管	大臣		
		☐ 他省庁大臣の専管	大臣		

4. 連絡担当者	(ふりがな) 担当者氏名	いしかわ しん		
		石川 伸		
	所属 (団体名・部署名・役職名)	一般社団法人日本鉄鋼連盟・標準化センター事務局・主査		
	住所	〒	103-0025	
		東京都中央区日本橋茅場町3-2-10		
	TEL	03-3669-4826		
	E-mail	s-ishikawa@jisf.or.jp		
	(ふりがな) 担当者氏名			
	所属 (団体名・部署名・役職名)			
	住所	〒	-	
TEL				
E-mail				